

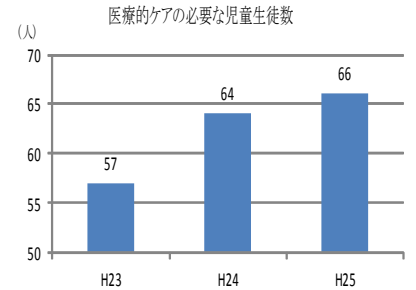
5-① 特別な支援を必要とする児童生徒の教育を充実する

取組 2 5	障害の重度・重複化、多様化への対応と障害のある子とない子の交流や共同学習の推進
--------	---

【担当所属：特別支援教育室】

1 現状

- (1) 県立特別支援学校の医療的ケア（痰の吸引、経管栄養等）の対象となる児童生徒数は増加傾向にあります。
- (2) 重複障害のある児童生徒は、平成23年度～25年度は特別支援学校の全児童生徒数のおよそ30%となっています。
- (3) 発達障害等の多様な障害に応じた特別な支援を必要とする児童生徒への指導の充実が必要となっています。
- (4) 一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行えるよう、学校における教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえ、より具体的に子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応する指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ「個別の指導計画」を作成しています。
- (5) 障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを正確に把握し、教育、福祉、保健・医療、労働等の関係機関との連携を図り、乳幼児から学校卒業後までの長期的な視点から、教育支援を行うための「個別の教育支援計画」を策定しています。
- (6) 教育事務所ごとに特別支援地域連携協議会を開催し、事務所管内の教育、福祉、保健・医療等の連携体制の構築に努めています。
- (7) 平成21～23年度に2市4町を指定して、各種の相談・支援の内容とその結果、子どもや保護者のニーズ等を記録していく相談支援ファイルの作成・活用や早期からの支援体制の構築に努めました。相談支援ファイルについては、関係機関が継続的に活用することや他地域での仕組みづくりが課題となっています。
- (8) 交流及び共同学習の推進では、特別支援学級と通常の学級との交流【学級間交流】、特別支援学校と小・中・高校との交流【学校間交流】、特別支援学校と地域の人々との活動【地域交流】、特別支援学校の児童生徒が居住する地域の小・中学校の児童生徒との交流【居住地校交流】を進めています。
- (9) 特別支援学校高等部の生徒は、高等学校総合文化祭、産業教育フェア、高等学校総合体育大会等に積極的に参加し、高校生と交流を深めています。
- (10) 知的特別支援学校高等部へ入学を希望する生徒数については、増加とともに地域的な偏在も見られます。



交流及び共同学習の授業風景

< 県内特別支援学校の児童生徒数の状況 >

(各年度5月1日現在、単位：人)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	増加率 (25/20年度)
児童生徒数	1,860	1,985	2,045	2,080	2,098	2,121	114.0%
うち知的特別支援学校在籍	1,346	1,461	1,531	1,559	1,598	1,624	120.0%
うち高等部在籍	642	725	773	795	819	809	126.0%

- (11) 特別支援学校の未設置地域への整備や市立特別支援学校の県立移管等を進めています。

2 課題

- (1) 各学校における個別の教育支援計画、個別の指導計画を充実させること
- (2) 各学校における特別な支援を必要とする児童生徒に対する理解促進、体制整備及び指導の充実を進めること
- (3) 特別な支援を必要とする子どもをより早期から支援する仕組みを整えること
- (4) 特別な支援を必要とする児童生徒の交流及び共同学習を進める取組を充実させること
- (5) 障害のある児童生徒が、より身近な地域に通学できる体制づくりを進めること

3 取組の方向

- (1) 一人ひとりの子どもに対する指導及び支援の充実を図ります。
- (2) 医療的ケアの必要な児童生徒が安全かつ安心して学べる教育環境を整えます。
- (3) 教育、福祉、保健・医療等の各部局間の連携を図り、相談支援ファイルの活用を進めます。
- (4) 共生社会構築に向け、障害のある子とない子の交流及び共同学習を組織的、計画的に進め、相互理解を促進します。
- (5) すべての教員が特別支援教育の理念を理解し、発達障害等の特別な支援を必要とする児童生徒への適切な対応ができるよう専門性を高めます。
【取組23再掲】
- (6) 市立特別支援学校の県立移管に向けて取り組むほか、県立特別支援学校の再編整備を計画的に進めます。
- (7) 高等部の配置について、今後の高等部への進学者数の増減、地域的なバランス、高校における特別支援教育の推進施策を考慮して検討します。

4 主な取組内容

- (1) 個別の指導計画を活用した授業づくりを進め、どの子にもわかりやすい授業を推進します。
- (2) 個別の教育支援計画の作成、活用を推進し、学校間の引継ぎや関係機関との連携を図ります。
- (3) 医療的ケアの必要な児童生徒の在籍する学校への看護師等の派遣に努めます。
- (4) 教育事務所ごとの「特別支援地域連携協議会」を充実させ、教育、福祉、保健・医療等の関係機関の連携を充実します。
- (5) 相談支援ファイルの作成・活用とその成果の周知を図り、普及に努めます。
- (6) 交流や共同学習を推進するに当たっては、実践例の周知等、小・中学校への理解啓発を図り、積極的な交流を通して障害者理解を深めます。
- (7) 特別な支援の必要な児童生徒の居住する地域の小・中学校との交流を積極的に進めることについて理解啓発を進め、充実・拡大します。
- (8) 発達障害のある生徒等への適切な指導ができるように教員研修等を実施します。
【取組23再掲】
 - ① 特別支援教育の専門性を向上させるため、経験年数に応じた研修、指定研修における研修内容を体系的に整備し充実します。
 - ② 特別支援教育の視点を取り入れた具体的な授業実践、一人ひとりに配慮した授業づくり、全校での共通理解に生かす「個別の指導計画」を充実させる研修を行います。
- (9) 特別支援学校未設置地域を解消するとともに、市立特別支援学校の県立移管を推進します。
- (10) 知的特別支援学校高等部の施設整備及び入学者選抜方法の見直し等を検討します。
- (11) 高等特別支援学校と小・中学部を置く特別支援学校との一体化等、地域における一貫した教育体制の在り方について検討します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 特別支援学校の児童生徒が居住する地域の小・中学校の児童生徒との交流を行う率【居住地校交流】	19.0%(H24)	50%
(2) 特別支援学校と小・中・高校との交流【学校間交流】	9.8回/校(H24)	12回/校
(3) 特別支援学校と地域の人々との活動【地域交流】	14.1回/校(H24)	18回/校

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 発達障害等のある子やその保護者を対象とした個別・巡回相談、早期療育のほか、支援施策の検討や支援者養成研修等を行っています。(障害政策課)